

虐待防止のための指針

株式会社 ホアロハ・ディスカバリーラボ

事業所における虐待防止に関する基本的な考え方

児童虐待防止法の理念に基づき、障害児の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、障害児の人権の擁護、虐待の防止等の目的の為、障害児に対する虐待の禁止、虐待の予防及び早期発見のための措置等を定め、全ての職員がこれらを認識し、本指針を遵守して福祉の増進に努めます。事業所内における虐待を防止する為に、職員への研修を実施します。

虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項

虐待発生防止に努める観点から、「虐待防止委員会」(以下「委員会」と言う)を組織します。なお、本委員会の統括責任者は管理者とし、虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者(以下担当者)を定めます。

1. 委員会は、必要な都度管理者が招集します。(年1回以上)

2. 委員会の委員は、代表取締役、取締役、管理者、児童発達支援管理責任者、指導員(児童指導員・保育士含む)とします。
3. 委員会の議題は、次のような内容について協議するものとします。
 - ① 虐待の防止のための指針及び対応マニュアルの整備に関する事
 - ② 虐待の防止のための職員研修の内容に関する事
 - ③ 虐待等について、職員が相談・報告出来る体制整備に関する事
 - ④ 職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報がすみやかにかつ適切に行われるための方法
 - ⑤ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる確実な再発防止策に関する事
 - ⑥ 再発防止策を講じた際に、その効果についての評価に関する事
4. 委員会は、職員セルフチェックシートを使用し、虐待の早期発見に努めます。
(年1回年度末実施)

虐待防止のための職員研修に関する基本方針

1. 職員に対して実施する虐待防止の為の研修内容は、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであり、虐待の防止を徹底します。
2. 年1回以上実施します。また、職員の新規採用時には必ず虐待防止のための研修を実施します。
3. 研修の実施内容については、研修資料・実施概要・出席者等を記録し、紙面または電磁的記録等により保存します。

事業所内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針

1. 職員等が他の職員等による障害児への虐待を発見した場合、速やかに管理者への報告を行います。虐待者が管理者本人であった場合は、取締役と相談します
2. 管理者は、職員からの相談及び報告があった場合には、報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払った上で、虐待を行った本人に事実確認を行います。

虐待を行った者が管理者の場合は、取締役がその職務を代行します。また、必要に応じ、関係者から事情を確認します。これらの確認の経緯は、時系列で整理します。

3. 事実確認の結果、虐待等の事象が事実であることが確認された場合には、当人に対応改善を求め、就業規則等に則り必要な措置を講じます。
4. 上記の対応を行ったにも関わらず、善処されない場合や緊急性が高いと判断される場合は、市町村の窓口等外部機関に相談します。
5. 事実確認を行った内容や、虐待等が発生した経緯を踏まえ、委員会において当該事案がなぜ発生したかを検証し、原因の除去と再発防止策を策定し、職員に周知します。
6. 施設内で虐待等の発生後、その再発の危険性が取り除かれ、再発が想定されない場合であっても、事実確認の概要及び再発防止策を市町村に報告します。
7. 必要に応じ、関係機関や地域住民等に対して報告を行います。

虐待発生時の対応に関する基本方針

1. 虐待等が発生した場合には、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず厳正に対処します。
2. また、緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先します。

その他虐待防止の適正化推進のために必要な基本方針

1. その他の虐待の相談については、担当者は寄せられた内容について管理者に報告します。当該責任者が虐待等を行った者である場合には、他の上席者に相談します。
2. 窓口に寄せられた内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、当該者に不利益が生じない様、細心の注意を払います。
3. 対応の流れは、上述の「事業所内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針」に沿って実施します。

4. 担当者に寄せられた内容は、相談者にその顛末・対応を報告します。

利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

当施設の虐待防止の為の指針は、全職員及び障害児等が確認出来る様に、事業所内に掲示します。

附則

この指針は、令和7年10月1日より施行する。